

# 大村市政だより

## 実弾射撃

陸上自衛隊では7月中の実弾射撃をつぎのとおり行ないます。

実施場所＝池田射撃場

実施日程＝5日～9日

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日・発行定価1部5円

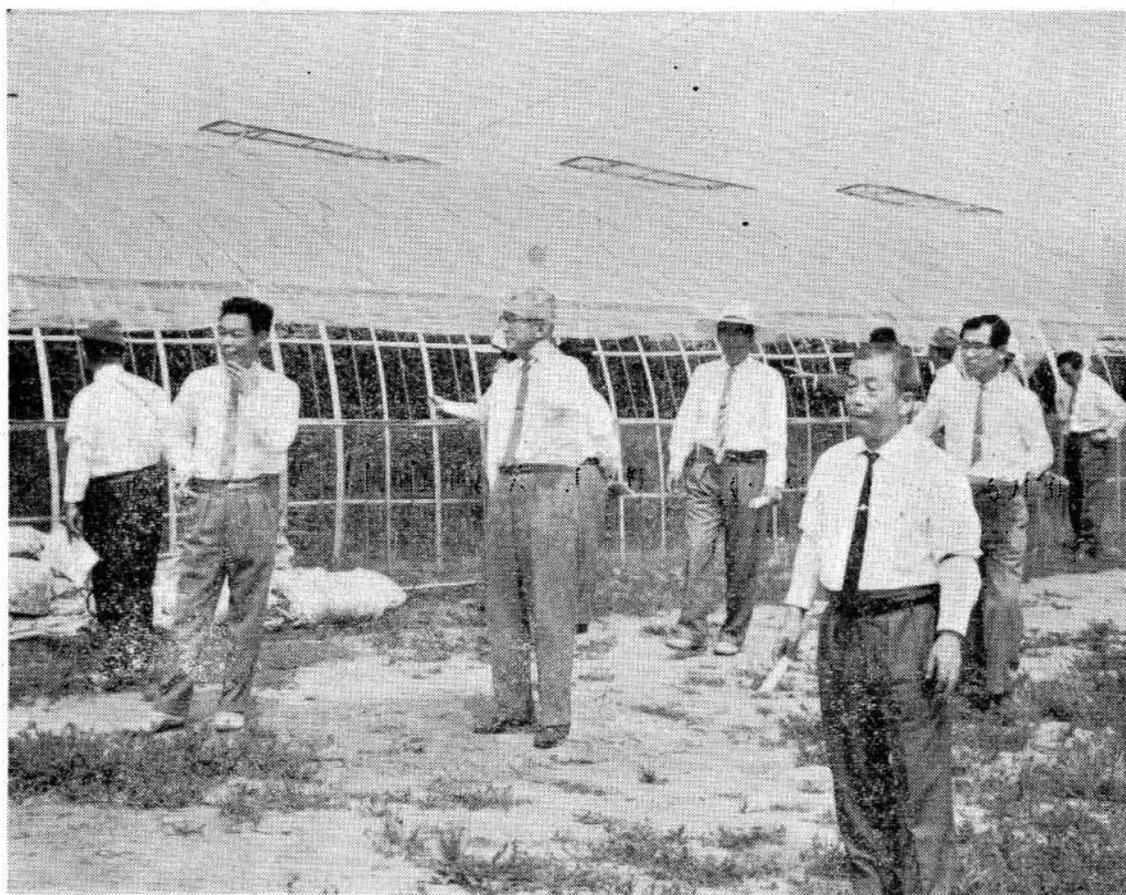
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 南野 鹿松 ■印刷所 つじ印刷所

## 市長 各課長 農業の実状を見る

市長、助役、収入役はじめ各課長は、市内の農林業行政の実績と現況を直接知つて市行政の参考にしようと、6月10日、市内全域を見てまわりました。現地では農業構造改善事業などの実際を見、農家

の人々から現状を聞いて大いに勉強しました。

視察したおもなところはつぎのとおりです。人参種子調整施設、平戸ツツジ畑、ハウス栽培、ミカン園開拓地、苗木生産畑。



### 「農繁期を迎えて」

いよいよ農繁期です。

農家は留守がちになり、家にいるのは老人子供というところから押し売りや火災などの起りやすい季節でもあります。つぎのようなことに十分注意して火災と犯罪のない農繁期にしたいものです。

子供はマツチ、ライターなど火のつくものは非常に興味を持ちますので手の届かないところに保管するようにし、また炊事などの残り火のあとと始末も十分注意しましょう。押し売りもこういう季節を目あてに廻って来ます。もし、押し売りが来たときは、

- △最初にきつぱり断る
- △応待はたつたままする
- △奥に男の人がいるよう機転をきかす

△人相・特徴などをよく確かめて警察や派出所にすぐ連絡しましょう。

○ (ここをどけてください) ○



**はまぐりを試験養殖**

市役所よこの海岸で、はまぐりの試験養殖をしています。これは熊本から取りよせた四百五十キロの幼貝をまいたもので、来年の六月ごろは大きな成貝になる予定です。これが成切すればこの一帯に本格的に、はまぐりを養殖することになっています。

〃手洗いの習慣を〃

七月から手洗い運動を実施

— 手洗液の作り方と利用 —

1.8ℓ (1升) の水に18cc (1勺) のクレゾール液をまぜる。

液は毎日取り替え、使用済できれいな液はふき掃除などに使い、そのあとは便所か下水溝に捨てましょう。

伝染病や食中毒の発生しやすい時期になりました。はじめじめしたつゆのあいだは、細菌にとつては適当な温度と湿度で一番繁殖しやすい条件のときです。

赤痢や腸チフス、食中毒などは、細菌や毒物が口から体の中に入っておこる病気です。これらの病原菌は、はえやごきぶりなどによってはこばれ

私達の手もその大きな役割をしています。

そこで手を洗うことが手軽るで効果的な予防方法といえます。自分自身の健康を守るため、家族そろって手洗いの習慣をつけましょう。

▽薬品は子供の手のとどかないところに保管しましょう。

▽原液が手などについたときはすぐ石けんで洗いましょう。

手洗運動

七月一日から  
九月三十日まで

七月一日から九月三十日までの三カ月間、全市民手洗運動を実施することになりました。クレゾール液(一世帯当り百グラム)を町務連絡員を通じて各世帯に配付します。たりない分は別に配付す

農事メモ

特定毒物(ホリドール、フツソールなど)を使用するときの注意事項

(イ) 使用する場合は必ず使用三日前までに市を経由して保健所に到着するよう使用届を提出すること。

(ロ) 使用する場合は実地指導員指導のもとに共同防除を実施すること。

(ハ) 個人防除は出来ません

(ニ) 使用後は必ず赤い標識を立て一週間後にとりさること。

(ヘ) 人家、住宅の近くで使用する場合は前もって使用することを知らせるから使用すること。

(ホ) 同一人の長時間作業はやめること。

(ヘ) 使用後に薬液、空容器使用機具、衣類などを

完全に保管、処理、処分すること。

(ト) 農薬は、必ず保管箱に「カギ」をかけて保管すること。

(チ) もし中毒症状(眼まひ、頭痛、はきけなど)が出たら直ちに医師の診断を受けること。

一般市民の注意事項

市民の皆様も次の点に注意して事故防止にご協力ください。

(イ) 特定毒物の使用地域は赤い標識が立ててありますので近寄らないこと。

(ロ) 学生や児童、特に小さい子供の川遊び、水泳、魚取り、ホタル狩などは特に注意すること。

(ハ) もし農薬による中毒症状(眼まひ、頭痛、はきけなど)が出たらすぐ医師の手当を受けてください。

るクレゾール液特別購入券で市内の薬店や薬局で

購入して手洗いを続けてください。

——母子検診の日程を変更——

母子検診の日程を7月からつぎのとおり変更いたします。

健全な家庭づくりの基礎となる母性、乳児の健康の保持増進のため適切な育児をされるように、又乳児の発育状態を標準と比較するため検診をうけられるようにおすすめます。

| 区 分   | 実施地区 | 実施場所  | 午前9時30分<br>～11時30分 | 午後1時<br>～4時 |
|-------|------|-------|--------------------|-------------|
| 才2月曜日 | 三 浦  | 今村公民館 | 母子検診               | —           |
|       |      | 三浦出張所 | —                  | 母子検診        |
| 才2火曜日 | 鈴 田  | 鈴田出張所 | 妊婦検診               | 乳児検診        |
| 才2水曜日 | 竹 松  | 竹松出張所 | ”                  | ”           |
| 才3月曜日 | 松 原  | 松原出張所 | ”                  | ”           |
| 才3火曜日 | 福 重  | 福重出張所 | ”                  | ”           |
| 才3水曜日 | 萱 瀬  | 黒木小学校 | 母子検診               | —           |
|       |      | 萱瀬出張所 | —                  | 母子検診        |

納税組合で明るい納税を

こんど、新しく次の納税組合が設立されました。これで市内の納税組合は百六十二組合となりました。

▼大村温泉▼片町第二▼岩舟▼椎池▼春日町▼三浜町▼古町五区▼池田九区▼堺町▼大村料飲▼池

田十一区▼古町六区▼松並一

なおまだ組合に加入していない方は最寄りの納税組合に加入するか、町内などで新しく納税組合を設立して税金を納期限内に納めるようご協力ください。

■鉄道史料を収集

明治二十二年、九州に鉄道が敷設されてすでに七十五年になります。そこで門鉄では七十五年の鉄道の変遷をまとめた門司鉄道管理局史を編さんすることに、史料の収集をいそいでおります。市民みなさんのなかで、鉄道関係の資料を

——新しい人権擁護委員きまる——

大村市内の人権擁護委員がつぎのとおりきまりました。

富永新三郎(玖島郷)  
馬場 重雄(沖田郷)  
谷川 小夜(松山郷)  
人権擁護委員は、基本的人権を守る機関の一つ

として全国の市町村におかれているものです。

この人たちは、無料で相談に応じ、調査にあたっては秘密をもらしたり差別的な取り扱いをすることはありませんのでご遠慮なくご相談ください

お持ちの方はつぎのところへご連絡ください。

連絡場所  
北九州市門司区棧橋通り門鉄局総務部文書課

■福祉資金に寄付

大村純毅氏は母堂大村田鶴子さんの恩明にあたり福祉資金にと金一封を社会福祉協議会に寄付されました。



あなたはねらわれている

いざすきあらば……

市内での発生件数(39年中)

|       |     |
|-------|-----|
| あきす   | 28件 |
| かつばらい | 14件 |
| ちかん   | 11件 |
| すり    | 8件  |



